

●低公害車の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成23年度）

(1) 自動車重量税の時的限的免除・軽減措置	
制 度 内 容	平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新規・継続検査等（この期間内に最初に受ける検査に限る。）を受けた場合に、環境性能に応じて自動車重量税を時的限的に免除・軽減。
措 置 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車 ・車両総重量3.5トン超：重量車☆（NOx）車 ○ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車 ・車両総重量3.5トン超：重量車☆車かつ重量車燃費基準達成車 ○プラグインハイブリッド乗用車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年排出ガス規制に適合した車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車
	免除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用及び車両総重量2.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車 ○車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車（ディーゼル車） ○車両総重量3.5トン超の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車
	75%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用及び車両総重量2.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車または+20%達成車 ○車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車（ガソリン車） ○車両総重量3.5トン超の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・重量車☆車かつ重量車燃費基準達成車
	50%軽減
	<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車 ・重量車☆車：平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%以上低減させた車両総重量3.5トン超の重量車 ・燃費基準+15%（又は+20%、+25%）：平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）燃費基準より15%（又は20%、25%）以上燃費性能を向上させた自動車 ・重量車燃費基準：平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5トン超の重量車

(2) 自動車取得税の時的免除・軽減措置				
新車	制 度 内 容	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時的に免除・軽減。		
	措 置 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車 ・車両総重量3.5トン超：重量車☆（NOx）車 ○ハイブリッドバス・トラック、ハイブリッド乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車 ・車両総重量3.5トン超：重量車☆車かつ重量車燃費基準達成車 ○プラグインハイブリッド乗用車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年排出ガス規制に適合した車両総重量3.5トン以下のディーゼル乗用車 	免除	
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用及び車両総重量2.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車 ○車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制適合車かつ平成27年度燃費基準達成車（ディーゼル車） ・☆☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車（ガソリン車） ○車両総重量3.5トン超の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車 	75%軽減	
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用及び車両総重量2.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車または+20%達成車 ○車両総重量2.5トン超3.5トン以下の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車（ガソリン車） ○車両総重量3.5トン超の貨物車等 <ul style="list-style-type: none"> ・重量車☆車かつ重量車燃費基準達成車 	50%軽減	
中古車	制 度 内 容	<p>特例①：低公害車に係る特例 平成21年4月1日から平成24年3月31日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減</p> <p>特例②：最新排出ガス規制適合ディーゼル車等に係る特例 平成22年4月1日から平成23年8月31日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減</p> <p>特例③：低燃費車に係る特例 平成22年4月1日から平成24年3月31日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減</p>		
	措 置 内 容	特例①	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車 ・車両総重量3.5トン超：重量車☆（NOx）車 ○ハイブリッド自動車（バス・トラック） <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車に限る ・車両総重量3.5トン超：重量車☆車かつ重量車燃費基準達成車に限る 	2.7%軽減
			○プラグインハイブリッド自動車	2.4%軽減
			○ハイブリッド乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車に限る ・車両総重量3.5トン超：重量車☆車かつ重量車燃費基準達成車に限る 	1.6%軽減
		特例②	○ポスト新長期規制適合車かつ重量車燃費基準達成車（車両総重量3.5トン超12トン以下のディーゼルトラック・バス等）（平成23年8月31日まで）	1.0%軽減
		特例③	<ul style="list-style-type: none"> ○☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車 ○☆☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車（車両総重量2.5トン超3.5トン以下のガソリン中型貨物車等） 	30万円控除
			<ul style="list-style-type: none"> ○☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%又は+20%達成車 ○☆☆☆車かつ平成27年度燃費基準達成車（車両総重量2.5トン超3.5トン以下のガソリン中型貨物車等） 	15万円控除
		(注)		<ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より有害物質を50%以上低減させた低排出ガス車 ・重量車☆車：平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%以上低減させた車両総重量3.5トン超の重量車 ・燃費基準+15%（又は+20%、+25%）：平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）燃費基準より15%（又は20%、25%）以上燃費性能を向上させた自動車 ・重量車燃費基準：平成27年度燃費基準を満たす車両総重量3.5トン超の重量車

(3) 低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化）	
制 度 内 容	平成24年3月31日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車・LPG車及びディーゼル車については自動車税を重課。
措 置 内 容	<p>【軽減対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（車両総重量3.5トン以下：☆☆☆☆車、車両総重量3.5トン超：重量車☆（NOx）車）：概ね50%軽減 ・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車：概ね50%軽減 <p>【重課対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車・LPG車13年超、ディーゼル車11年超：概ね10%重課 （電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く） <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆車：平成17年排出ガス基準値より有害物質を75%以上低減させた低排出ガス車 ・重量車☆車：平成17年排出ガス基準値よりNOx又はPMを10%以上低減させた車両総重量3.5トン超の重量車 ・燃費基準+25%：平成22年度（ディーゼル車は平成17年度）燃費基準より25%以上燃費性能を向上させた自動車

(4) エネルギー需給構造改革投資促進税制における所得税・法人税の優遇措置	
制 度 内 容	低公害車（電気自動車、乗用車等を除くハイブリッド自動車）の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
措 置 内 容	<p>青色申告を行う個人事業者又は法人が、上記の対象設備を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の減価償却に加えて基準取得価額の30%の特別償却（H24.3.31まで100%の減価償却が可能。） ・基準取得価格の7%相当額の税額控除（資本金1億円未満の法人等に限る。）

(5) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置	
制 度 内 容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、急速充電設備、ハイブリッド建設機械（オフロード車）の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
措 置 内 容	<p>青色申告を行う個人事業者又は法人が、上記の対象設備を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 ・基準取得価格の7%相当額の税額控除（資本金1億円未満の法人等に限る。）

(6) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置	
制 度 内 容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
措 置 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の3年間の課税標準を2/3 （天然ガス・水素ステーション：2,000万円以上）

(7) 排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置	
制 度 内 容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、新基準適用開始日（定格出力が130kW以上560kW未満のものは平成24年9月30日）前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置
措 置 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・最初の3年間の課税標準を3/5